

新型コロナウイルスの予防・拡散防止による、 プログラム・教室休講期間延長のお知らせ

日頃より、東海市民体育館をご利用いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの流行に伴い、東海市に対策本部が設置され(2月26日)、体育館のご利用に関しても自粛要請が発表されました。

お客様と従業員の感染予防、感染拡大を最小限に抑制するため、下記のとおり指定管理者主催事業のプログラム・教室を休講とさせていただくこととしました。

方針の趣旨をご確認いただき、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

◆該当期間：令和2年2月27日(木)～令和2年3月31日(火)

※現段階(令和2年3月3日)での、市の判断期間となります

◆該当プログラム：勤労センタースタジオプログラム

big-s プログラム

指定管理者主催の各教室

※上記期間に該当する、上記の各プログラム、教室は全て休講とさせていただきます。